日バス協技第６５号
平成２７年２月２４日

各都道府県バス協会　会長　殿

公益社団法人日本バス協会
会 長　髙　橋　　幹

アルコール検知器の適切な使用及び管理について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

飲酒運転の根絶に向けては業界を挙げて取り組んでおり、先般、平成２７年２月５日付け日バス協技第４２号でも飲酒運転防止の再徹底について通知をしたところです。

この度、独立行政法人国民生活センターによる市販の簡易型アルコール検知器に関する調査結果の公表（参考１）を受け、国土交通省自動車局安全政策課長及び同局旅客課長から別紙のとおり通知がありました。

内容は、①アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認はあくまで判断材料を増やすことが目的のため、引き続き、アルコール検知器の結果のみならず目視等により総合的に判断するように、②アルコール検知器の使用及び管理は製作者が定めた取扱説明書に基づいて適切に行い常時有効に保持するように、とのことです。

つきましては、前述の日バス協技第４２号（参考２）の内容と併せ、本通知内容について、貴協会会員事業者に周知徹底をお願いいたします。

別紙

国自安第２２６号
国自旅第３２４号
平成２７年２月１９日

公益社団法人日本バス協会会長　殿

国土交通省自動車局安全政策課長

国土交通省自動車局旅客課長

アルコール検知器の適切な使用及び管理について

事業用自動車の運転者における飲酒運転を防止するため、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則において、運送事業者は点呼において酒気帯びの有無について運転者から報告を求めるとともに、確認することが義務付けられております。なお、その確認においては、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子などを目視等で確認することに加え、酒気帯びの有無を判断する材料を増やすことを目的としてアルコール検知器による確認が義務付けられているところです。

また、アルコール検知器による確認にあたっては、運送事業者はアルコール検知器を常時有効に保持する必要があり、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければならないこととしているところです。

本日、独立行政法人国民生活センターより、市販の簡易型アルコール検知器に関し、測定方法等による指示値の差異や使用回数による指示値の変動、製品の取扱いに係る表示内容、消費者の意識等に関する調査結果が公表されましたが、関係各位におかれましては、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認については、あくまで判断材料を増やすことが目的のため、引き続き、アルコール検知器の結果のみならず、目視等により総合的に判断するようお願いいたします。また、アルコール検知器の使用及び管理においては、製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、常時有効に保持するよう、貴傘下会員に対し、併せて周知徹底方よろしくお願いいたします。

受 174
27.2.23
日本バス協会